



# 取扱必携

## VI 各資金共通の 融資取扱

令和8年4月版

 **日本政策金融公庫**  
農林水産事業本部

## 目次

---

各資金共通の融資取扱.....	1
1 公庫業務の委託（直貸と委託貸）.....	1
2 借入申込みから借入金の返済まで.....	2
3 融資の対象としない事業.....	2
4 貸付条件.....	3
5 繰上償還手数料制度.....	4
6 公庫資金と税金の優遇措置.....	5
<参考 印紙税額一覧表>.....	6

## 各資金共通の融資取扱

### 1 公庫業務の委託（直貸と委託貸）

公庫（農林水産事業）は、借入者の利便性を図り、融資業務を円滑に行うために、全国の金融機関に業務の一部を委託しています。

公庫資金（農林水産事業）の貸付方式には、公庫（農林水産事業）が借入者に直接融資する直接貸付（直貸）と、公庫（農林水産事業）から業務の委託を受けた受託金融機関を通じて借入者に融資する委託貸付（委託貸）があります。

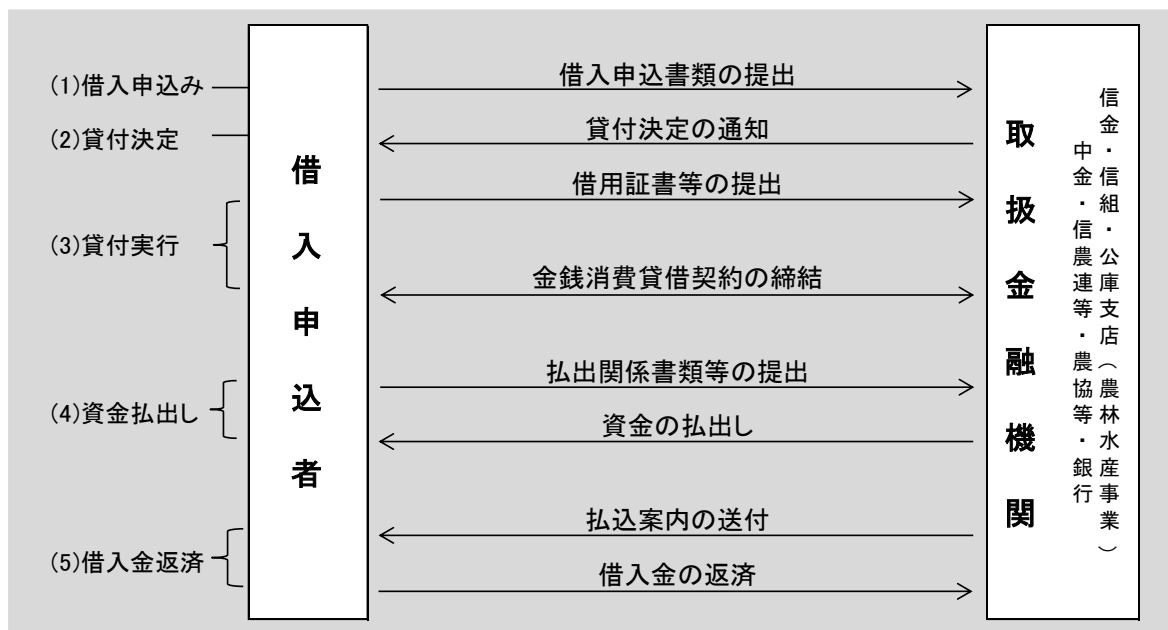
公庫資金（農林水産事業）の業務委託方式は、次表のとおりです。

委託方式	対象資金
C方式	(1) 農業経営基盤強化資金 (2) 農業改良資金 (3) 青年等就農資金 (4) 経営体育成強化資金（経営改善計画において負債整理資金を含む場合を除きます。） (5) 畜産経営環境調和推進資金 (6) 林業構造改善事業推進資金 (7) 漁業経営改善支援資金 (8) 漁業経営安定資金 (9) 振興山村・過疎地域経営改善資金 (10) 農林漁業施設資金（共同利用施設及び主務大臣指定施設（農業施設、林業施設、水産施設、農山漁村経営改善対策事業に係る施設、災害復旧施設、産業動物に係る診療施設）に係るものに限ります。） (11) 農林漁業セーフティネット資金（社会的又は経済的環境の変化等に係るものに限ります。） (12) 食品等持続的供給促進資金 (13) 新規用途事業等資金 (14) 中山間地域活性化資金 (15) 食品安定供給施設整備資金 (16) 特定農産加工資金 (17) 水産加工資金 (18) 農業競争力強化支援資金 (19) 農林水産物・食品輸出基盤強化資金 (20) スマート農業技術活用促進資金 (21) 林業基盤整備資金（災害を除きます。） (22) 林業経営育成資金 (23) 漁業基盤整備資金（災害、都道府県営事業を除きます。） (24) 森林整備活性化資金 (25) 農業基盤整備資金 (26) 担い手育成農地集積資金 以上いずれも資金の種類ごとに1貸付先当たり（転貸資金については1転貸先ごとに）既往C方式貸付金残高を含め原則として10億円までがC方式による取扱限度額です。 ただし、農林漁業施設資金（農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得に係るものであって、貸付けの相手方が農

	業協同組合又は農業協同組合連合会であるものに限り、貸付案件1件当たり10億円までがC方式による取扱限度額です。 なお、農業基盤整備資金及び担い手育成農地集積資金には、取扱限度額はありません。
D方式	(1) 経営体育成強化資金（経営改善計画において負債整理資金を含む場合に限り、 ります。） (2) 農林漁業セーフティネット資金（災害又は法令に基づく処分等に係るもの に限り、 ります。）
E方式	(1) 公有林造林 (2) 公有牧野 (3) 公有林分収育林取得 なお、E方式の受託金融機関は、地方公共団体金融機関のみです。
G方式	農業協同組合（所定の条件に該当する場合に限り、 ます。）の取扱いとして貸付け するC及びD方式で指定する資金（C方式で指定する資金の取扱限度額はC方式 対象資金と同じです。）。
H方式	公庫の直接貸付けに係る窓口業務を受託金融機関が行うC及びD方式で指定す る資金（C方式で指定する資金の取扱限度額はC方式対象資金と同じです。）

## 2 借入申込みから借入金の返済まで

公庫資金（農林水産事業）の借入れを希望する場合には、取扱金融機関に早めに相談していた  
だき、資金の必要時期を考慮して借入手続を進めてください。



## 3 融資の対象としない事業

自己の資金又は他からの資金の調達によってすでに完了した事業については、その資金の調達  
が公庫の融資を受けるまでのつなぎ措置と認められるときのほかは、融資の対象といたしません。

## 4 貸付条件

### (1) 融資額

- ① 融資額は資金の種類ごとに定められた最高限度の範囲内において、地方公共団体単独補助金、借入者の手元余裕金、公庫以外の金融機関からの借入金額などを考慮して決めます。
- ② 1回の融資額は、貸付実行から12か月以内に支払う予定の事業費を限度として計算します。
- ③ 融資の最高限度額は、特に定める場合を除き、資金の種類ごとに既往融資残高を含めて計算します。

(注) 1 個人に対する融資の場合、同一経営に従事する世帯員に対する融資額を含めて限度額を計算します。

2 連帯債務で借入する場合の最高限度は、特に定める場合を除き、1人当たり融資限度額に連帯債務者（同一経営に従事する世帯員が連帯債務者である場合を除きます。）の数を乗じた額とします。

- ④ 融資の最低限度額は1件当たり50万円（農山漁村経営改善対策事業及び災害復旧事業に係る資金については10万円）です。

転貸の場合は転貸を行う農協等に対する貸付金額に対し適用します。

林業基盤整備資金（保安林の維持に係るものに限ります。）、漁業経営安定資金、農林漁業セーフティネット資金及び経営体育成強化資金（資金の使い途が負債の整理、負債の円滑な支払い又は負担金等の円滑な支払いの場合に限ります。）については、最低限度を設けていません。

### (2) 分担金融資

市町村が主体となって行う農業の生産基盤、環境基盤や環境施設の整備を進める事業について、市町村が条例に基づき受益者から受益の範囲内で分担金を徴収する場合、この分担金に対しても融資ができます。

また、都道府県が主体となって事業を実施し、市町村を通じて又は直接土地改良区などから分担金を徴収する場合も融資の対象となります。

### (3) 償還期限(据置期間)

資金ごとに定めた償還期限（据置期間）はその最長期間を示すものです。

償還期限及び据置期間を決めるにあたっては、融資対象物件の耐用年数のほか、融資対象事業の効果の発現、借入申込者の償還能力などを考慮して決めます。

### (4) 償還方法

- ① 償還の方法は、割賦償還を原則とし、事業効果の発現、借入申込者の希望などを勘案して、元利均等償還、元金均等償還又は元金不均等償還のうち、いずれか最も適当と認められる方法とします。

ただし、林業経営育成資金（森林の取得に係るもののうち林業経営改善計画に基づいて行う事業及び生産方式の合理化に係る事業を除きます。）及び林業基盤整備資金（伐採調整）に

については、定期償還を原則とします。

- ② 割賦償還の方法は、年賦償還、半年賦償還又は多数回償還（年4回、6回、12回）とし、年間を通して収入が見込まれる経営にあっては、原則年複数回償還とします。

(5) 保証人及び担保

保証人及び担保（第三者が債務者のため提供する担保を含みます。）を徴する場合にあっては、資金の種類、融資対象事業、融資額の大小、借入申込者の信用状況等を勘案して弾力的に取り扱います。

① 保証人

ア 借入申込者の経営又は事業の継続に資するよう借入申込者との関係、信用状況等を考慮して選定します。

イ 連帯保証人又は物上保証人に対しては、取扱金融機関から契約意思の確認をすることがあります。

② 担保

融資対象物件を優先的に担保（原則として第1順位）として選定します。

## 5 繰上償還手数料制度

次表の対象資金及び対象者について、借入者の都合により繰上償還する場合には、次の計算式による繰上償還手数料をお支払いいただきます。

対象資金	対象者
農林漁業施設資金（共同利用施設）	常時使用する従業員数が21人以上の者 ただし、農林漁業者又は農林漁業者が組織する法人若しくは団体にあつては、病院の施設の取得等農林水産物の生産、流通、加工又は販売に直結しない共同利用施設に係る事業を実施する場合に限ります。
塩業資金 食品等持続的供給促進資金 新規用途事業等資金 中山間地域活性化資金（生産環境施設を除きます。） 食品安定供給施設整備資金 特定農産加工資金 水産加工資金 農業競争力強化支援資金 農林水産物・食品輸出基盤強化資金 スマート農業技術活用促進資金	常時使用する従業員数が21人以上の者 ただし、次に掲げる場合を除きます。 1 2以外のもの 農林漁業者又は農林漁業者が組織する法人若しくは団体であつて、主として自ら又は傘下農林漁業者が生産した農林水産物の加工流通を行うために借り入れる場合 2 スマート農業技術活用促進資金 スマート農業資金における農業者等が生産方式革新事業活動の実施に必要な事業を行うために借り入れる場合又はスマート農業資金における農業者等が開発供給事業の実施に必要な事業を行うために借り入れる場合

## 【計算式】

$$\text{繰上償還手数料} = \text{繰上償還元金} \times \text{金利差} \times \text{最終償還期限までの残期間} \times 1 / 2$$

- (注) 1 この計算式は簡略式です。実際には借用証書特約条項に基づき計算されます。
- 2 金利差＝貸付実行利率（約定利率）－繰上償還時点の同一資金の利率  
 （したがって、繰上償還時点の同一資金の利率が貸付実行利率以上の場合には繰上償還手数料は発生しません。）
- 3 借入者が次のいずれかに該当する場合は、この計算式により算出した金額を2倍した額が繰上償還手数料となります。ただし、農林漁業者の組織する法人又は団体を除きます。
- ① 小売業を主たる事業とする会社にあつては、資本の額又は出資の総額が5,000万円超かつ常時使用する従業員の数が50人超
  - ② サービス業を主たる事業とする会社にあつては、資本の額又は出資の総額が5,000万円超かつ常時使用する従業員の数が100人超
  - ③ 卸売業を主たる事業とする会社にあつては、資本の額又は出資の総額が1億円超かつ常時使用する従業員の数が100人超

## 6 公庫資金と税金の優遇措置

公庫資金を借り受けた場合、次のような税法上の特例があります。

### (1) 登録免許税（資金共通）

- ① 債権者を当公庫として（根）抵当権設定登記をする場合には、次の法人を除いて、登録免許税（普通抵当権：債権金額の4/1000、根抵当権：極度額の4/1000）が免除されます。

ただし、登録免許税の免除を受けるためには、登記をする際に次の「財務省令で定める書類」を提出する必要があります。

登録免許税が課税される法人	法人税法に規定する普通法人（※）のうち資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社
	※ 普通法人とは、株式会社、合名会社、合資会社等であり、公共法人（地方公共団体、土地改良区等）、公益法人等（財団法人、社団法人等）、協同組合等（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等）は含まれません。

財務省令で定める書類 (登録免許税の免除を受けるための提出書類)	
-------------------------------------	--

- ・借入者が個人の場合：住民票の写し等又は印鑑証明書（いずれも発行後 6 か月以内）
- ・借入者が法人の場合：登記事項証明書（発行後 1 か月以内）

※ （根）抵当権設定登記をする際に提出する印鑑証明書（（根）抵当権設定者が個人の場合）又は登記事項証明書（（根）抵当権設定者が法人の場合）と兼用できる場合があります。

② 農協等が転貸した債権を担保として当公庫に質入れをした場合であって、当該転貸債権の担保物件に関し、抵当権に転貸債権質入の附記登記をするときは、登録免許税（不動産 1 個につき 1,000 円）が免税されます。

(2) その他の税制特例について

上記の税制優遇措置のほかに、公庫資金を借り入れる際に必要となる計画の認定制度等において、税制の特例が措置されている場合があります。最新情報については、農林水産省 HP ([リンク](#)) をご確認ください。

**<参考 印紙税額一覧表>**

---

次ページをご参照ください。

# 印 紙 税 額

令和7年5月現在

番号	文書の種類(物件名)	印紙税額(1通又は1冊につき)	主な非課税文書																												
1	<p><b>1 不動産、航業権、試掘権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</b>                      (注) 1 試掘権とは、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和6年法律第38号)第2条第8項(定義)に規定する試掘権をいいます。                      2 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。                      (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など</p> <p><b>2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書</b>                      (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など</p> <p><b>3 消費貸借に関する契約書</b>                      (例) 金銭借借証書、金銭消費貸借契約書など</p> <p><b>4 運送に関する契約書</b>                      (注) 運送に関する契約書には、備船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び送状は含まれません。                      (例) 運送契約書、貨物運送引受書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>10万円以下のもの</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>10万円を超え 50万円以下のもの</td><td style="text-align: right;">400円</td></tr> <tr><td>50万円を超え 100万円以下</td><td style="text-align: right;">1千円</td></tr> <tr><td>100万円を超え 500万円以下</td><td style="text-align: right;">2千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下</td><td style="text-align: right;">1万円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下</td><td style="text-align: right;">2万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td style="text-align: right;">6万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下</td><td style="text-align: right;">10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下</td><td style="text-align: right;">20万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下</td><td style="text-align: right;">40万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td style="text-align: right;">60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	10万円以下のもの	200円	10万円を超え 50万円以下のもの	400円	50万円を超え 100万円以下	1千円	100万円を超え 500万円以下	2千円	500万円を超え 1千万円以下	1万円	1千万円を超え 5千万円以下	2万円	5千万円を超え 1億円以下	6万円	1億円を超え 5億円以下	10万円	5億円を超え 10億円以下	20万円	10億円を超え 50億円以下	40万円	50億円を超えるもの	60万円	<p>記載された契約金額が <b>1万円未満(※)</b> のもの</p> <p>※ 第1号文書と第3号から第17号文書と第1号文書に所属が決定されるものは、記載された契約金額が1万円未満であっても非課税文書となりません。</p>						
	10万円以下のもの	200円																													
10万円を超え 50万円以下のもの	400円																														
50万円を超え 100万円以下	1千円																														
100万円を超え 500万円以下	2千円																														
500万円を超え 1千万円以下	1万円																														
1千万円を超え 5千万円以下	2万円																														
5千万円を超え 1億円以下	6万円																														
1億円を超え 5億円以下	10万円																														
5億円を超え 10億円以下	20万円																														
10億円を超え 50億円以下	40万円																														
50億円を超えるもの	60万円																														
	<p>上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成されるものは、記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。</p> <p>(注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>50万円以下のもの</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>50万円を超え 100万円以下のもの</td><td style="text-align: right;">500円</td></tr> <tr><td>100万円を超え 500万円以下</td><td style="text-align: right;">1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下</td><td style="text-align: right;">5千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下</td><td style="text-align: right;">1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td style="text-align: right;">3万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下</td><td style="text-align: right;">6万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下</td><td style="text-align: right;">16万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下</td><td style="text-align: right;">32万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td style="text-align: right;">48万円</td></tr> </table>	50万円以下のもの	200円	50万円を超え 100万円以下のもの	500円	100万円を超え 500万円以下	1千円	500万円を超え 1千万円以下	5千円	1千万円を超え 5千万円以下	1万円	5千万円を超え 1億円以下	3万円	1億円を超え 5億円以下	6万円	5億円を超え 10億円以下	16万円	10億円を超え 50億円以下	32万円	50億円を超えるもの	48万円									
50万円以下のもの	200円																														
50万円を超え 100万円以下のもの	500円																														
100万円を超え 500万円以下	1千円																														
500万円を超え 1千万円以下	5千円																														
1千万円を超え 5千万円以下	1万円																														
5千万円を超え 1億円以下	3万円																														
1億円を超え 5億円以下	6万円																														
5億円を超え 10億円以下	16万円																														
10億円を超え 50億円以下	32万円																														
50億円を超えるもの	48万円																														
2	<p><b>請負に関する契約書</b>                      (注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者(演出家、プロデューサー)が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。                      (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>100万円以下のもの</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え 200万円以下のもの</td><td style="text-align: right;">400円</td></tr> <tr><td>200万円を超え 300万円以下</td><td style="text-align: right;">1千円</td></tr> <tr><td>300万円を超え 500万円以下</td><td style="text-align: right;">2千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下</td><td style="text-align: right;">1万円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下</td><td style="text-align: right;">2万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td style="text-align: right;">6万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下</td><td style="text-align: right;">10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下</td><td style="text-align: right;">20万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下</td><td style="text-align: right;">40万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td style="text-align: right;">60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	100万円以下のもの	200円	100万円を超え 200万円以下のもの	400円	200万円を超え 300万円以下	1千円	300万円を超え 500万円以下	2千円	500万円を超え 1千万円以下	1万円	1千万円を超え 5千万円以下	2万円	5千万円を超え 1億円以下	6万円	1億円を超え 5億円以下	10万円	5億円を超え 10億円以下	20万円	10億円を超え 50億円以下	40万円	50億円を超えるもの	60万円	<p>記載された契約金額が <b>1万円未満(※)</b> のもの</p> <p>※ 第2号文書と第3号から第17号文書と第2号文書に所属が決定されるものは、記載された契約金額が1万円未満であっても非課税文書となりません。</p>						
	100万円以下のもの	200円																													
100万円を超え 200万円以下のもの	400円																														
200万円を超え 300万円以下	1千円																														
300万円を超え 500万円以下	2千円																														
500万円を超え 1千万円以下	1万円																														
1千万円を超え 5千万円以下	2万円																														
5千万円を超え 1億円以下	6万円																														
1億円を超え 5億円以下	10万円																														
5億円を超え 10億円以下	20万円																														
10億円を超え 50億円以下	40万円																														
50億円を超えるもの	60万円																														
	<p>上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成されるものは、記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。</p> <p>(注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>200万円以下のもの</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>200万円を超え 300万円以下のもの</td><td style="text-align: right;">500円</td></tr> <tr><td>300万円を超え 500万円以下</td><td style="text-align: right;">1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下</td><td style="text-align: right;">5千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下</td><td style="text-align: right;">1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td style="text-align: right;">3万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下</td><td style="text-align: right;">6万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下</td><td style="text-align: right;">16万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下</td><td style="text-align: right;">32万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td style="text-align: right;">48万円</td></tr> </table>	200万円以下のもの	200円	200万円を超え 300万円以下のもの	500円	300万円を超え 500万円以下	1千円	500万円を超え 1千万円以下	5千円	1千万円を超え 5千万円以下	1万円	5千万円を超え 1億円以下	3万円	1億円を超え 5億円以下	6万円	5億円を超え 10億円以下	16万円	10億円を超え 50億円以下	32万円	50億円を超えるもの	48万円									
200万円以下のもの	200円																														
200万円を超え 300万円以下のもの	500円																														
300万円を超え 500万円以下	1千円																														
500万円を超え 1千万円以下	5千円																														
1千万円を超え 5千万円以下	1万円																														
5千万円を超え 1億円以下	3万円																														
1億円を超え 5億円以下	6万円																														
5億円を超え 10億円以下	16万円																														
10億円を超え 50億円以下	32万円																														
50億円を超えるもの	48万円																														
3	<p><b>約束手形、為替手形</b>                      (注) 1 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。                      2 振出人の署名のない白地手形(手形金額の記載のないものは除きます。)で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したこととなります。</p>	<p>記載された手形金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>10万円以上 100万円以下のもの</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え 200万円以下</td><td style="text-align: right;">400円</td></tr> <tr><td>200万円を超え 300万円以下</td><td style="text-align: right;">600円</td></tr> <tr><td>300万円を超え 500万円以下</td><td style="text-align: right;">1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下</td><td style="text-align: right;">2千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 2千万円以下</td><td style="text-align: right;">4千円</td></tr> <tr><td>2千万円を超え 3千万円以下</td><td style="text-align: right;">6千円</td></tr> <tr><td>3千万円を超え 5千万円以下</td><td style="text-align: right;">1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td style="text-align: right;">2万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 2億円以下</td><td style="text-align: right;">4万円</td></tr> <tr><td>2億円を超え 3億円以下</td><td style="text-align: right;">6万円</td></tr> <tr><td>3億円を超え 5億円以下</td><td style="text-align: right;">10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下</td><td style="text-align: right;">15万円</td></tr> <tr><td>10億円を超えるもの</td><td style="text-align: right;">20万円</td></tr> </table>	10万円以上 100万円以下のもの	200円	100万円を超え 200万円以下	400円	200万円を超え 300万円以下	600円	300万円を超え 500万円以下	1千円	500万円を超え 1千万円以下	2千円	1千万円を超え 2千万円以下	4千円	2千万円を超え 3千万円以下	6千円	3千万円を超え 5千万円以下	1万円	5千万円を超え 1億円以下	2万円	1億円を超え 2億円以下	4万円	2億円を超え 3億円以下	6万円	3億円を超え 5億円以下	10万円	5億円を超え 10億円以下	15万円	10億円を超えるもの	20万円	<p>1 記載された手形金額が10万円未満のもの                      2 手形金額の記載のないもの                      3 手形の複本又は謄本</p>
	10万円以上 100万円以下のもの	200円																													
100万円を超え 200万円以下	400円																														
200万円を超え 300万円以下	600円																														
300万円を超え 500万円以下	1千円																														
500万円を超え 1千万円以下	2千円																														
1千万円を超え 2千万円以下	4千円																														
2千万円を超え 3千万円以下	6千円																														
3千万円を超え 5千万円以下	1万円																														
5千万円を超え 1億円以下	2万円																														
1億円を超え 2億円以下	4万円																														
2億円を超え 3億円以下	6万円																														
3億円を超え 5億円以下	10万円																														
5億円を超え 10億円以下	15万円																														
10億円を超えるもの	20万円																														
	<p>①一覧払のもの、②金融機関相互間のもの、③外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円建銀行引受手形</p> <p style="text-align: right;">200円</p>																														
4	<p><b>株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券</b>                      (注) 1 出資証券には、投資証券を含みます。                      2 社債券には、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含みます。</p>	<p>記載された券面金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>500万円以下のもの</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下のもの</td><td style="text-align: right;">1千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下</td><td style="text-align: right;">2千円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td style="text-align: right;">1万円</td></tr> <tr><td>1億円を超えるもの</td><td style="text-align: right;">2万円</td></tr> </table> <p>(注) 株券、投資証券については、1株(1口)当たりの払込金額に株数(口数)を掛けた金額を券面金額とします。</p>	500万円以下のもの	200円	500万円を超え 1千万円以下のもの	1千円	1千万円を超え 5千万円以下	2千円	5千万円を超え 1億円以下	1万円	1億円を超えるもの	2万円	<p>1 日本銀行その他特定の法人の作成する出資証券                      2 譲渡が禁止されている特定の受益証券                      3 一定の要件を満たしている額面株式の株券の無効手続に伴い新たに作成する株券</p>																		
	500万円以下のもの	200円																													
500万円を超え 1千万円以下のもの	1千円																														
1千万円を超え 5千万円以下	2千円																														
5千万円を超え 1億円以下	1万円																														
1億円を超えるもの	2万円																														

# 一 覧 表

〔10万円以下又は10万円以上……… 10万円は含まれます。  
10万円を超え又は10万円未満 …… 10万円は含まれません。〕

番号	文書の種類(物件名)	印紙税額(1通又は1冊につき)	主な非課税文書
5	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書 (注) 1 会社法又は保険業法に規定する合併契約を証する文書に限ります。 2 会社法に規定する吸収分割契約又は新設分割計画を証する文書に限ります。	4万円	
6	定款 (注) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成される定款の原本に限ります。	4万円	株式会社又は相互会社の定款のうち公証人法の規定により公証人の保存するもの以外のもの
7	継続的取引の基本となる契約書 (注) 契約期間が3か月以内で、かつ、更新の定めのないものは除きます。 (例) 売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	4千円	
8	預金証書、貯金証書	200円	信用金庫その他特定の金融機関の作成するもので記載された預入額が1万円未満のもの
9	倉荷証券、船荷証券、複合運送証券 (注) 法定記載事項の一部を欠く証書で類似の効用があるものを含みます。	200円	
10	保険証券	200円	
11	信用状	200円	
12	信託行為に関する契約書 (注) 信託証書を含みます。	200円	
13	債務の保証に関する契約書 (注) 主たる債務の契約書に併記するものは除きます。	200円	身元保証ニ関スル法律に定める身元保証に関する契約書
14	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	200円	
15	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	記載された契約金額が1万円以上のもの 200円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が1万円未満のもの
16	配当金領収証、配当金振込通知書	記載された配当金額が3千円以上のもの 200円 配当金額の記載のないもの 200円	記載された配当金額が3千円未満のもの
17	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (注) 1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含みます。)による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など  2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	記載された受取金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下のもの 400円 200万円を超え 300万円以下 " 600円 300万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千円以下 " 2千円 1千円を超え 2千円以下 " 4千円 2千円を超え 3千円以下 " 6千円 3千円を超え 5千円以下 " 1万円 5千円を超え 1億円以下 " 2万円 1億円を超え 2億円以下 " 4万円 2億円を超え 3億円以下 " 6万円 3億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 15万円 10億円を超えるもの 20万円  受取金額の記載のないもの 200円	次の受取書は非課税 1 記載された受取金額が5万円未満のもの 2 営業に関しないもの 3 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書
18	預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳	1年ごとに 200円	1 信用金庫など特定の金融機関の作成する預貯金通帳 2 所得税が非課税となる普通預金通帳など 3 納税準備預金通帳
19	消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳などの通帳 (注) 18に該当する通帳を除きます。	1年ごとに 400円	
20	判取帳	1年ごとに 4千円	